

デイサービス しらふじ

第1号通所事業（介護予防型通所サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人凌雲堂が開設するデイサービス しらふじ（以下「事業所」という。）が行う第1号通所事業（介護予防型通所サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において排泄、食事 等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な第1号通所事業（介護予防型通所サービス）（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要支援者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要支援者となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、介護予防型通所介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービス しらふじ
- ② 所在地 宮崎市大字糸原400番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- ② 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力し第1号通所事業（介護予防型通所サービス）計画書（以下通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。

- ③ 機能訓練指導員 1名以上（常勤 兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

- ④ 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護等の業務に当たる。

- ⑤ 看護職員 1名以上（常勤 兼務）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

- ⑥ そのほかに必要に応じ、他の職員（非常勤職員を含む）を置く事ができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日：月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

② 営業時間：午前8時30分から午後5時まで

③ サービス提供時間：午前9時から午後4時30分まで

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は通所介護と第1号通所事業（介護予防型通所サービス）を合計して30名とする。

(通所介護等の利用料)

第7条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は宮崎市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額のうち自己負担割合に応じた額とする。

2 利用者の希望によるその他の費用

一 昼食代 550円（1食）

二 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通所介護等の内容及び提供方法)

第8条 通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 一 日常生活上の世話及び支援
- 二 食事の提供
- 三 入浴
- 四 機能訓練
- 五 レクリエーション
- 六 健康チェック
- 七 送迎
- 八 相談
- 九 家族指導

2 通所介護等の提供方法は、次の通りとする。

一 事業所は、通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

二 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。

三 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。

四 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。

五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。

九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宮崎市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護等の提供を受ける際に、次の事項について留意する。

一 機能訓練室を利用する際の留意事項

- ・ 機能訓練室の利用については、必ず職員に申し出て、職員の指示に従い利用する。

二 その他

- ・ 多額の現金は持参しない。
- ・ ペットは持ち込まない。
- ・ 体調不良時は、利用を控える。
- ・ 喫煙は所定の場所で行う。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ

び電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(認知症研修等)

第12条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のための研修の機会を次のとおりも受けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

(職場におけるハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切な介護予防型通所介護サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともにその結果について職員へ周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火 管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるような連携に努めるものとする。

(業務継続計画の作成等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防型通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務計画継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情に対する対応方針)

第18条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第19条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人凌雲堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は平成30年4月1日から施行する。

(「デイサービスしらふじ予防運営規程」を当運営規程に変更)

附 則 この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。